

春日井市告示第 130 号

令和 8 年第 4 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 8 年度春日井市一般会計補正予算ほか 1 件の補正予算の要領は、次のとおりである。

令和 8 年 7 月 7 日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和8年度春日井市一般会計補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,090,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		3,030,181	70,000	3,100,181
	1 繰入金	3,030,181	70,000	3,100,181
歳入合計		127,020,000	70,000	127,090,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		13,653,021	70,000	13,723,021
	1 保健衛生費	5,828,563	70,000	5,898,563
歳出合計		127,020,000	70,000	127,090,000

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
衛生費	清掃費	衛生プラント乾燥焼却設備修繕	42,000

令和8年度春日井市一般会計補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,156千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,148,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		3,100,181	58,156	3,158,337
	1 繰入金	3,100,181	58,156	3,158,337
歳入合計		127,090,000	58,156	127,148,156

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		13,512,662	58,156	13,570,818
	4 都市計画費	10,599,218	58,156	10,657,374
歳出合計		127,090,000	58,156	127,148,156